

令和3年度地方税制改正等に関する  
地方財政審議会意見

令和2年 11 月 17 日

地 方 財 政 審 議 会

はじめに .....	1
<b>第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方 .....</b>	<b>3</b>
<b>1 経済社会構造の変化を踏まえた地方税のあるべき姿 .....</b>	<b>3</b>
(1) 経済社会構造の変化 .....	3
(2) 地方税制のあるべき姿 .....	4
<b>2 新型コロナウイルス感染症への対応 .....</b>	<b>6</b>
<b>3 地方税務手続のデジタル化・効率化の推進 .....</b>	<b>7</b>
<b>第二 令和3年度地方税制改正等への対応 .....</b>	<b>8</b>
<b>1 固定資産税 .....</b>	<b>8</b>
(1) 令和3年度評価替え .....	8
(2) 負担調整措置等 .....	9
<b>2 車体課税 .....</b>	<b>10</b>
(1) 基本的な方向性 .....	10
(2) 当面の課題 .....	11
(3) 中長期的な視点に立った検討 .....	12
<b>3 個人住民税 .....</b>	<b>12</b>
(1) 働き方やライフコースの多様化等への対応 .....	12
(2) ふるさと納税 .....	13
<b>4 地方税務手続のデジタル化・効率化の推進 .....</b>	<b>13</b>
(1) 地方税共通納税システムの対象税目拡大 .....	13
(2) 特別徴収税額通知の電子交付 .....	14
(3) 軽自動車税関係手続のデジタル化 .....	14
(4) 書面主義・押印原則・対面主義の見直し .....	14
(5) 税務システムの標準化 .....	15
<b>5 新型コロナウイルス感染症への対応 .....</b>	<b>15</b>
おわりに .....	17

# 令和3年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

令和2年11月17日  
地方財政審議会

当審議会は、令和3年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

## はじめに

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注意する必要がある。

我が国の財政は、社会保障関係費等の増加により、公的債務残高の累増が続く危機的な状況にある。その上、新型コロナウイルス感染症の対策のための累次の補正予算により、公債発行額が増加している状況にある。政府においては、新型コロナウイルス感染症の下での危機克服を最優先としつつも、国・地方のプライマリーバランスに関する財政健全化目標に向けて財政健全化に取り組んでいる。

地方財政についてみると、社会保障関係費等が増加する中で、厳しい歳出抑制を行ってもなお、毎年度、巨額の財源不足が生じている。その上、新型コロナウイルス感染症拡大の防止、拡大収束後の地域経済等への支援に取り組む必要もあり、引き続き厳しい状況が続く見込みである。

人口減少の進展と急速な高齢化、一極集中を背景とした地方の疲弊が深刻な課題となっていることに加え、働き方やライフコースの多様化、経済のグローバル化、デジタル化など、新型コロナウイルス感染症の下で経済社会構造が大きく変化している。

今後の地方税制を検討するに際しては、経済社会構造の変化によって生じる様々な課題に地方自治体が的確に対応していくために、これまでの税制改正議論も踏まえつつ、地方分権、地方創生を推進する観点から、持続可能な地方税財政基盤を確立することに留意が必要である。そのためには、地方税の充実確保を図るとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図らなければならない。

当審議会においては、このような認識の下に、令和3年度地方税制改正等に関する意見をまとめたところである。

## 第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方

### 1 経済社会構造の変化を踏まえた地方税のあるべき姿

#### (1) 経済社会構造の変化

人口減少・少子高齢化は、今後も地域ごとに異なる態様で進行し、一層厳しさを増していく。非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化するとともに、人々のライフコースも多様化している。また、経済のデジタル化が進展し、企業活動のグローバル化を加速するとともに、オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化している。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、社会全体でデジタル化や自動化、AI 活用等の広範なデジタルトランスフォーメーション（DX）の動きが加速している。

また、生産年齢人口の減少により、今後、民間部門・公的部門を通じて、人的資源の制約が拡大していくことが見込まれる。

こうした経済社会構造の変化は、地方自治体が提供する行政サービスを支える地方税収の安定的な確保や、課税・徴収のあり方にも課題を投げかけている。

地方財政の状況を見ると、社会保障の充実・安定化と財政健全化を同時に達成するため、消費税率（国・地方）の引上げが行われ、地方消費税の充実が実現した。地方消費税は、地方税の中でも税収が安定的で税源の偏在性が小さい等の特徴があり、人口減少・少子高齢化に対応し、持続可能な地方税財政基盤を構築する上で重要である。また、その2分の1は市町村に交付され、地方自治体が提供する社会保障を支える基幹税となっている。このようなことから、地方消費税の充実は望ましい改革であり、評価する。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応のため、国・地方を通じた歳出が急速に拡大する中で、消費や設備投資の減退等による経済の下押しにより、今後、地方税収は大幅な減少が懸念されている。地方財政は厳しい見通しである。

## (2) 地方税制のあるべき姿

安全で安心な社会を維持し、経済活動などを通じて豊かなものとしていくためには、公的サービスは欠かすことができない。こうした公的サービスを提供するための資金を調達することは、租税の最も基本的な機能である。地方税においては、地方自治体が地域社会を維持するために必要な行政サービスを確実に提供できるよう、十分確保される必要がある。

また、公的サービスによる便益は社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は広く公平に分かち合うことが最も重要である。個人や企業の選択を歪めないよう中立であることや、簡素で納税者が理解しやすい仕組みであることも必要である。地方税においては、特に、地域社会の共通の経費を、その地域の地方自治体が提供する行政サービスからの受益を受ける人々や法人が、広くその能力に応じて負担し合うことにより公平を確保することが必要である。

こうした観点から、地域の行政サービスの提供に必要な費用を、地域住民や地域で活動する企業等が負担する地方税で賄うことが、地方自治の原則であり、そのためには、地方税の充実確保が必要である。

一方、それに伴って生じる地域間の財政力格差の拡大は、地方税の充実を更に進める上で阻害要因となる。このため、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築は、車の両輪として進めるべき地方税の最も基本的な課題である。

また、地方税源には偏在があることから、地方税の充実確保を基本としつつ、地方の固有財源である地方交付税や地方譲与税とあわせて、必要な地方財源を確保していくことが重要である。

地方自治体は、各地域において、福祉、教育をはじめ、道路等の社会資本整備など、住民生活に密着した行政サービスを提供している。また、経済社会構造の変化に対応して、地域社会ごとに異なる態様で生じる様々な課題に対応している。

地方税は、こうした行政サービスに必要な費用を、地域住民等がその能力と受益に応じて負担し合うものであり、このため、地方税については、広く負担を分かち合う負担分任性や応益性を有する税制が望ましい。

景気変動に左右されない安定性や、税源が一部の地域に偏らない普遍性を備えていることも必要である。

また、地方税制においては、地方自治体の課税自主権を尊重する観点から、法定税目の超過課税のほか、法定外税等の制度が設けられている。これらの活用により、地方自治体が自ら自主財源を確保することができるだけでなく、その決定過程において、受益と負担の関係について議論が行われ、住民の参加と関心と呼び起こす契機となる点は、地方分権の観点から重要である。地方自治体は、負担の公平など租税原則等との関係を十分に踏まえ、納税者等に対する十分な説明を行い、理解を得るよう努める必要があることは言うまでもない。

地方税に対する納税者の信頼を確保するため、適正かつ公平な税務行政の執行が重要である。今後、地方税務行政を担う人材の確保・育成が課題となる中、地方自治体において、研修の充実や徴収事務の共同処理等に引き続き取り組み、滞納整理等を行う税務職員の専門知識や経験の蓄積を進めていく必要がある。

また、地域住民の地方税への理解を深めるため、地方財政の状況、地方税の意義や使い道等について、地域住民への積極的な周知に努めることが必要である。

経済社会構造の大きな変化の中にあっても、こうした地方税の原則等を踏まえながら、あるべき姿を目指し、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めることが必要である。

なお、経済対策など国の政策目的のために地方税制を用いることは、地方税における応益課税の原則や税負担の公平性を歪めることにつながり、また、地方の貴重な税財源を国の判断で奪うことにもなることから、可能な限り行うべきではない。

## 2 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、感染者数が増加する中で、消費や設備投資の減退等をもたらし、国民生活及び経済に甚大な影響を及ぼしている。

このため、政府においては、感染拡大を防止し、早期に収束させるとともに、雇用の維持、事業の継続、そして生活の下支えに取り組む観点から、緊急経済対策等により累次の財政・金融措置を講じてきた。また、緊急経済対策の一環として、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられた。

地方税においても、徴収の猶予制度の特例の創設のほか、中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置の創設等の措置が講じられた。また、この軽減措置等による地方自治体の減収額は、全額国費で補填することとされた。これは、地域の経済や雇用を守るため、厳しい経営環境にある中小事業者等の事業継続を支援する観点から、減収額を全額国費補填することを前提として、前例のない措置が講じられたものである。

これらの措置は、あくまでも急激な状況悪化に対応するための異例のものであり、当審議会がこれまで指摘してきたように、地方税、とりわけ市町村の基幹税である固定資産税は、本来、国の経済対策に用いるべきではないことに変わりはない。

むしろ、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下押しにより、地方税収は大幅な減少が懸念される。一方で、地域における感染拡大防止や医療体制の確保、雇用対策など、地方自治体の歳出の役割が一層重要となっている。

地方財政においては、こうした厳しい状況下でも、地方自治体が、感染症拡大の防止、拡大収束後の地域経済等への支援に取り組むとともに、住民生活に密着した行政サービスを維持しながら、地域の課題に的確に対応していけるよう、地方税収をはじめ必要な地方財源を確保していくことが課題である。

### 3 地方税務手続のデジタル化・効率化の推進

地方税務手続については、社会や技術の変化に対応し、納税者にとって最も便宜な方法で、かつ、課税当局の徴税費を最小化することが重要である。

ICTが急速に進展する中において、地方税務手続のデジタル化を一層推進することが必要である。申告・納税のオンライン化や収納手段の多様化を図ることは、納税者や特別徴収義務者の利便性が向上するとともに、課税当局における業務効率化・省力化につながる。国税・地方税間のデータ連携により、国・地方に対する提出の重複を削減することで、納税者の事務負担が軽減されるほか、適正・公正な税務行政執行に資する。

また、地方税務手続のデジタル化は、結果的に地方自治体ごとに異なる税務手続の標準化を進めることになり、社会的なコストの低減につながる。

こうしたことから、地方自治体の実情に配慮しつつ、国及び地方自治体が協力しながら、地方税務手続のデジタル化を積極的に進めていく必要がある。

その際には、セキュリティの確保に配慮しつつ、納税者の利便性の向上を進め、電子申告・納税を行いやすい環境整備に取り組むべきである。

## 第二 令和3年度地方税制改正等への対応

『第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方』を踏まえ、令和3年度地方税制改正の主な項目等について、以下、当審議会としての意見を申し上げます。

### 1 固定資産税

#### (1) 令和3年度評価替え

固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体とした、税源の偏在が小さい市町村の基幹税目である。

土地及び家屋については、3年に1回、価格の変化を反映する評価替えを行うとともに、価格変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討を行っており、令和3年度はその評価替えの年に当たる。

地価動向は、令和2年1月1日を基準とした令和2年地価公示では全国平均で全用途平均は5年連続、住宅地は3年連続、商業地は5年連続で上昇した。また、地方圏でも地方四市（札幌市、仙台市、広島市及び福岡市）は上昇基調を更に強めており、その他地域でも全用途平均・商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇した。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による先行き不透明感等から、令和2年7月1日を基準とした令和2年都道府県地価調査では全国平均で全用途平均は平成29年以来3年ぶりに、商業地は平成27年以来5年ぶりに下落に転じた。また、三大都市圏でも、東京圏、大阪圏で商業地は上昇幅が縮小し、住宅地は平成25年以来7年ぶりに下落に転じた。地方圏では、全用途平均・住宅地は下落幅が拡大し、商業地は下落に転じた。

こうした中、土地に係る固定資産税については、平成6年度より評価の均衡化・適正化を目的に、地価公示価格等の7割を目途に評価を行っている（「7割評価」）。

評価替えに当たっては、基準年度（次回は令和3年度）の前年の地価公示価格（1月1日）を基準としているが、下落修正措置として、7月1日までの半年間の地価の下落を評価額に反映させるとともに、据置年度についても、地価が下落していれば評価額に反映させる仕組みが講じられてきた。令和2年1月以降の地価の動向を踏まえれば、引き続きこれらの措置を講じるとともに、市町村において適切に対応される必要がある。

## （2）負担調整措置等

「7割評価」の導入後、平成9年度には、税負担の均衡化を図るため、負担水準が低い土地についてはなだらかに課税標準額を引き上げるとともに、負担水準が高めの土地については課税標準額を引き下げ又は据え置く特例措置が講じられた。その後も累次の見直しを加えつつ、継続的に負担調整措置が講じられてきた。

こうした措置により、税負担の激変を緩和しつつ、負担水準の不均衡是正が進められ、その結果、税負担の均衡化は着実に進んできた。

ただし、据置特例は、据置ゾーンの中において負担水準の高低により、評価額と税額の高低が逆転するといった不公平な状態を固定化する側面を有している。住宅用地については、平成24年度税制改正で据置特例が段階的に廃止されており、税負担の均衡化を一層推進する観点から、商業地等に係る据置特例のあり方が検討課題として残されている。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動等に大きな影響が生じていることから、固定資産税に係る事業者の負担感についても慎重に見極めていくことが必要となっている。

固定資産税は、より規模の小さい市町村ほど税収に占める割合が高く、貴重な財源となっており、社会保障や地方創生等、今後、増大する市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保がますます重要となっている。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応が求められ

ており、国・地方ともに財政状況が厳しさを増していることに留意することが必要である。

固定資産税の負担調整措置については、急激な税負担の増加に配慮しつつ税負担の均衡化を図るとともに、地価の下落を適切に反映する下落修正措置を講じることを含め、評価替えに併せて3年間の仕組みとして措置されてきた。負担の公平性の確保や更なる均衡化の促進の観点に留意しつつ、令和3年度から令和5年度までの間においても3年間の仕組みとして措置することにより、固定資産税制度に関する納税者の予見可能性に配慮するとともに、固定資産税の安定的な確保を図るべきである。

## 2 車体課税

### (1) 基本的な方向性

車体課税の税収約2.6兆円のうち地方財源は2.2兆円にのぼり、車体課税は、地方の貴重な財源となっている。

令和元年度に導入された環境性能割は、自動車をもたらすCO<sub>2</sub>排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音などの様々な社会的コストにかかる行政需要に着目した原因者負担金的性格を有している。そして、環境インセンティブを最大化する政策的意図に基づいて、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとして設計されている。

環境性能割の制度設計に当たっては、環境性能の優れた自動車がより一層普及するよう、環境性能の優れた自動車の普及促進や技術革新などを考慮した上で、政策のインセンティブ機能を維持し続ける必要がある。あわせて、自動車は多様な社会的コストを発生させるものであることから、その社会的コストを所有者が負担するという考え方も同時に重視すべきである。

なお、日本の保有課税は国際水準と比較すると過重であるとの主張もあるが、自動車ユーザーの負担水準の議論に当たっては、燃料課税も含めた自動車に係る負担全体の水準を議論すべきである。日本における走

行段階の課税（燃料課税）負担は OECD 加盟国の中でも低水準であり、燃料課税も含めた自動車に係る負担は欧州諸国に比して低い。

自動車ユーザーの負担水準については、応益課税の原則を踏まえ、自動車ユーザーが受益する地方自治体が提供する道路整備等の自動車に係る行政サービスを前提に、議論する必要がある。

その観点からは、現時点でも地方における自動車に係る行政サービスの規模が自動車ユーザーの税負担を大きく上回っている。加えて、今後ますます道路や橋りょう、トンネルなどの社会資本の維持管理更新費が増加する見込みであり、社会資本の更新・老朽化対策や防災・減災事業が各地域において確実に実施されるよう、車体課税を今後もしっかりと確保していくべきである。

## （２）当面の課題

環境性能割の税率区分については、地方税法に基づき２年ごとに見直すこととされており、令和３年度税制改正において、税率区分の見直しが予定されている。

この見直しに当たっては、新たな燃費基準として、2030 年度燃費基準が令和２年３月に策定されていることを踏まえ、環境性能割の持つ政策のインセンティブ機能を維持しつつ車体課税に係る税収を確保するという観点から、基準の切り替え及び重点化を行うべきである。

特に、クリーンディーゼル車は、ガソリン車と比べて燃費性能も同等程度であることや、次世代自動車としても政府目標に近づき、既に普及していること等から、ガソリン車等と同様に燃費性能等に応じた扱いとすべきである。

グリーン化特例（軽課）については、令和元年度税制改正において、環境性能割を補完する制度であることを明確化するという考え方にに基づき、自家用乗用車におけるグリーン化特例（軽課）の適用対象を令和３年４月から電気自動車等に限定することとなっている。これを踏まえ、それ以外の種別についても、適用対象の重点化を検討すべきである。

### (3) 中長期的な視点に立った検討

平成 31 年度及び令和 2 年度与党税制改正大綱では、自動車関係諸税について、「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」こととされている。

自動車を取り巻く環境変化は、いわゆる CASE (Connectivity, Autonomous, Shared&Service, Electric : 車のツナガル化、自動運転社会の到来、保有から利用へのシフト、車の動力源の電動化) の進展に伴い、大きな変革期を迎えようとしている。

自動車関係諸税についても、こうした動きの中で電気自動車等の普及や保有から利用へのシフト等により、様々な課題に今後直面していくことが考えられる。

他方で、地方自治体においては、今後見込まれる道路や橋りょう、トンネルなどの更新・老朽化対策等のための社会インフラ財源の確保が求められるため、地方財源を安定的に確保していく必要がある。

こうした自動車や地方自治体を取り巻く環境変化の動向等を踏まえ、自動車関係諸税のあり方について、中長期的な視点に立ってより一層検討を行うことが必要である。

## 3 個人住民税

### (1) 働き方やライフコースの多様化等への対応

個人住民税は、地域住民がその能力に応じ広く負担を分任するという「地域社会の会費的性格」を有するとともに、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税される税であり、地方自治体が提供する行政サービスを支える基幹税として重要な役割を担っている。

今後、働き方の多様化や労働市場の流動化、ライフコースの多様化等が一層進むことが予想される中で、こうした経済社会構造の変化を踏まえた個人所得課税の見直しに向けた議論が進展すると考えられるが、そ

の見直しに当たっては、公平で中立的な税制を構築することと併せ、個人住民税の性格や役割も十分に踏まえることが重要である。

## (2) ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方自治体に感謝し、応援する気持ちを伝え、税の使い途を自らの意思で決めることを可能とする仕組みであり、子育て施策の充実など地域の活性化のほか、被災地への支援としても活用されている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、医療従事者への支援や医療用資機材の整備など、その対策に活用する動きも広がっている。

各地方自治体においては、ふるさと納税指定制度の下で、引き続き、自らの募集方法が法令に即しているかどうかについて不断の確認を行い、広く国民や都市部の地方自治体からの理解を得られるよう、制度趣旨に即した運用を行うことが必要である。

また、これを前提としつつ、これからのふるさと納税の健全な発展のためには、返礼品で競い合うのではなく、納税者から幅広く共感を得られるような寄附金の使途について創意工夫が図られることが望ましい。そのため、地方自治体において、クラウドファンディング型（目標金額や募集期間等を定め、特定の事業に寄附金を募る手法）のふるさと納税など、創意工夫を凝らした取組が幅広く展開されることが期待される。

## 4 地方税務手続のデジタル化・効率化の推進

### (1) 地方税共通納税システムの対象税目拡大

昨年10月に地方税共通納税システムが稼働し、主として法人が関係する税目について、全ての地方自治体への電子納税が可能となっている。

同システムの活用が更に進むことで、納税者の利便性向上や、金融機関及び地方自治体の事務負担の大幅な軽減が期待されることから、固定資産税をはじめとした賦課税目へ対象を拡大するべきである。

## (2) 特別徴収税額通知の電子交付

現在、書面により通知されている個人住民税の特別徴収税額通知書（納税義務者用）については、電子的な通知事項の送付環境の整った特別徴収義務者については、eLTAX を経由して電子的に通知する仕組みを、速やかに導入すべきである。

その際、既に電子的送付が可能となっている特別徴収義務者用の通知とあわせて、特別徴収義務者の希望に応じて、市区町村間で取扱いに差異なく、電子的に通知が可能となる対応とすべきである。

## (3) 軽自動車税関係手続のデジタル化

登録車については、登録車 OSS（ワンストップサービス）等の利用により、自動車税環境性能割等の申告・納付等を電子的に行うことが可能となっている。

軽自動車税環境性能割の申告・納付等についても、納税者の利便性向上及び地方自治体の課税事務の効率化のため、軽自動車 OSS に係る関係省庁の検討状況等を踏まえ、可能な限り早期に実現するべきである。

## (4) 書面主義・押印原則・対面主義の見直し

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、地方税務手続のデジタル化等による利便性向上とともに、書面主義・押印原則・対面主義の見直しを進めていく必要性がますます高まっている。

地方自治体の税窓口においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が行われてきたが、一方で、依然として多くの税務手続が書面、かつ、窓口に出向くかたちで行われており、課税当局側・納税者側双方に負担が残っている。デジタル・ディバイドへの配慮は必要であるものの、引き続き、eLTAX を活用した全国統一的な対応・取扱いを一層充実させるなど、手続の効率化、オンライン化に向けた見直しを不断に行っていくことが求められる。

また、地方税法令においては、本人確認や文書作成の真意の確認等のために、納税者等からの押印を求めている手続が多く存在する。押印原則の見直しに先進的に取り組んできた地方自治体における成果や、規制

改革に係る政府全体の動きを踏まえ、真に必要な場合を除き押印義務を廃止することを基本とするべきである。

#### (5) 税務システムの標準化

現在、税務システム等標準化検討会において、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税及び収滞納管理の各業務に係るシステムの標準仕様書の作成が進められている。

システムの標準化により、地方自治体におけるシステム構築等に係る人的・財政的負担が軽減され、より効率的な行政を実現することが重要である。

同検討会においては、人口規模の異なる地方自治体を構成員としているほか、全市区町村への意見照会を実施するなど、地方自治体の意見を踏まえた標準仕様書の作成に努めているところであるが、引き続き、地方自治体の意見を丁寧に聴くことが必要である。

税務システムの標準化を進める過程においては、地方自治体に財政負担や事務負担が生じることを踏まえ、その軽減に十分配慮すべきである。

### 5 新型コロナウイルス感染症への対応

固定資産税においては、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置を実施している。また、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長している。これらによる減収額はいずれも全額国費で補填されているところではあるが、経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すべきである。

自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特例措置であり、令

和2年度末に適用期限を迎えるが、仮に国の経済対策により再度の延長等の負担軽減措置を講じる場合には、現在措置されている環境性能割の臨時的軽減措置と同様、その減収額については全額国費で補填すべきである。

個人住民税においては、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応等が行われているところであるが、仮に、住宅ローン控除の拡充等が行われる場合には、個人住民税における住宅ローン控除が、本来、所得税が担うべき役割を補完するための制度となっていることに鑑み、現行の措置と同様、これにより生じる個人住民税の減収額については全額国費で補填すべきである。

## おわりに

人口減少の進展と急速な高齢化、一極集中を背景とした地方の疲弊が深刻な課題となっていることに加え、働き方やライフコースの多様化、経済のグローバル化、デジタル化など、新型コロナウイルス感染症の下で経済社会構造が大きく変化する中で、地方税制もその変化に対応していくことが求められている。

地方創生、人口減少対策、福祉、医療に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の防止、拡大収束後の地域経済等への支援など地方自治体の役割は一層大きくなっている。地方自治体が、今後も、それぞれの地域が直面する課題に対し、地域の実情に応じて創意工夫をこらし、自主的・主体的に取り組を進めていくためには、当審議会がこれまで提言してきたように、地方税の基本原則をできる限り体现した地方税体系の構築が必要である。中でも、持続可能な地方税財政基盤を確立する観点から、地方自治体の活動の基盤となる財源として地方税の充実確保を図ること、そして、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを併せて実現していくことが重要である。

さらに、地方自治体は、地方税の意義や用途などについて積極的に地域住民に説明し、地方税への理解を醸成していくことが求められる。

今後の地方税制の改正に当たっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。